

公立大学法人福井県立大学内部統制システム運用規程

令和2年4月1日
公立大学法人福井県立大学規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福井県立大学（以下「法人」という。）における業務の有効性および効率性の向上、事業活動に関わる法令等の遵守の促進、資産の保全ならびに財務報告の信頼性の確保の重要性に鑑み、公立大学法人福井県立大学業務方法書（以下「業務方法書」という。）第2条に記載する役員（監事を除く。以下同じ。）の職務の執行が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）または他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 部局等 各学部・研究科、学術教養センター、附置研究所、附属施設および事務局をいう。
- (2) 部局等の長 前号に定める部局等の長をいう。
- (3) モニタリング 内部統制システムが有効に機能していることを継続的に監視・評価するプロセスをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、法人の役員および職員（以下併せて「役職員」という。）に適用する。

(内部統制委員会)

第4条 法人に内部統制委員会を置く。

- 2 内部統制委員会は、第7条に規定する内部統制推進担当役員、部局等の長その他必要な役職員をもって組織する。
- 3 委員長は、内部統制推進担当役員とする。

(理事長の責務)

第5条 理事長は、法人の内部統制システムの整備および運用に関し、統括し、その最終責任を負う。

- 2 理事長は、内部統制委員会で策定した推進方針を職員に周知するとともに、内部統制システムに関し、適時、必要な見直しを行う。

(監事の責務等)

第6条 監事は、法人の内部統制システムの整備および運用状況を監視し、検証する。

- 2 監事は、前項の実施に必要と認める場合には、役職員から報告を求め、または関連する文書・資料の閲覧または提出を求めることができる。

(内部統制推進担当役員)

第7条 理事長は、法人に内部統制推進担当役員を置き、理事（経営担当）をもって充てる。

- 2 内部統制推進担当役員は、業務方法書および内部統制委員会が策定する推進方針に基づき、内部統制システムの整備および運用を推進し、その状況を把握し、定期的に内部統制委員会に報告するものとする。
- 3 内部統制推進担当役員は、必要に応じて、内部統制システムの推進に関し、役職員に研修を実施するとともに、職員の意見を聴く機会を設けるものとする。
- 4 内部統制推進担当役員は、内部統制システム上の重大な問題が発生した場合または発生のおそれがある場合には、直ちに理事長および監事に報告し、併せて必要な緊急措置および是正措置を執るものとする。
- 5 内部統制推進担当役員は、役職員の不正および違法行為ならびに著しい不当事実を発見し、または報告（通報を含む。）があった場合には、速やかに必要な措置を執るとともに、理事長、理事および監事に報告し、併せて再発防止のための措置を講ずる。

(内部統制推進責任者)

第8条 内部統制推進担当役員は、部局等の内部統制システムの整備および運用を推進するため、部局等に内部統制推進責任者を置き、部局等の長をもって充てる。

- 2 内部統制推進責任者は、当該部局等における内部統制システムの整備および運用を推進し、その

状況を把握し、定期的に内部統制推進担当役員に報告するものとする。

- 3 内部統制推進責任者は、内部統制システム上の不備を発見した場合には、速やかに是正措置を講じ、定期的に内部統制推進担当役員に報告するものとする。

(内部統制管理部門)

第9条 内部統制推進担当役員は、内部統制システムに関する事務を処理するため、内部統制管理部門を置き、事務局をもって充てる。

(内部統制管理者)

第10条 内部統制管理部門に、内部統制管理者を置き、事務局の各部長をもって充てる。

- 2 内部統制管理者は、内部統制推進担当役員の命を受け、内部統制システムに関する所掌事務を総括する。

- 3 内部統制管理者は、内部統制システムに関する事務の遂行状況を把握し、定期的に内部統制担当役員に報告するものとする。

- 4 内部統制委員会は、内部統制システムの整備および運用に係る推進方針を策定し、当該年度に実施する定期的なモニタリング事項を選定する。

- 5 内部統制委員会は、内部統制システムの整備および運用に関する定期的な状況報告に基づき、理事長に対し、内部統制システムに係る必要な改善策を提言する。

(役職員の責務)

第11条 役員は、内部統制システム上の重大な問題が発生した場合または発生のおそれがある場合、ならびに役職員の不正もしくは違法行為もしくは著しい不当事実を発見し、もしくは通報があった場合には、内部統制推進担当役員に報告しなければならない。

- 2 職員は、内部統制システム上の重大な問題が発生した場合または発生のおそれがある場合、ならびに役職員の不正もしくは違法行為もしくは著しい不当事実を発見し、もしくは通報があった場合には、内部統制推進責任者または内部統制管理者を通して、内部統制推進担当役員に報告しなければならない。

- 3 職員は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて、内部統制推進担当役員または監事に直接報告することができる。

- 4 前3項に規定する報告に関し必要な事項については、公益通報の例に準じて取り扱うものとする。

(監事との連携)

第12条 理事長は、内部統制システムに関し、監事と定期的または必要に応じて、意見および情報の交換を行う。

(モニタリング)

第13条 法人は、次の各号に掲げるモニタリングを行う。

- (1) 日常的モニタリング
- (2) 定期的モニタリング
- (3) 独立的評価

- 2 日常的モニタリングは、各業務において役職員の自己点検および相互牽制ならびに承認手続きにより行う。

- 3 定期的モニタリングは、内部統制担当役員または内部統制推進責任者による内部統制委員会が選定したモニタリング事項に係る内部統制システムの有効性の評価により行う。

- 4 独立的評価は、内部監査および監事による監査により行う。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、あらかじめ監事の意見を聴いた上で、内部統制委員会の議を経て行う。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、内部統制システムに関し必要な事項は、内部統制委員会の議を経て、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。